

田舎館村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 7,352	千円 4,457,670	千円 513,911	千円 663,120	% 14.9	% 15.2

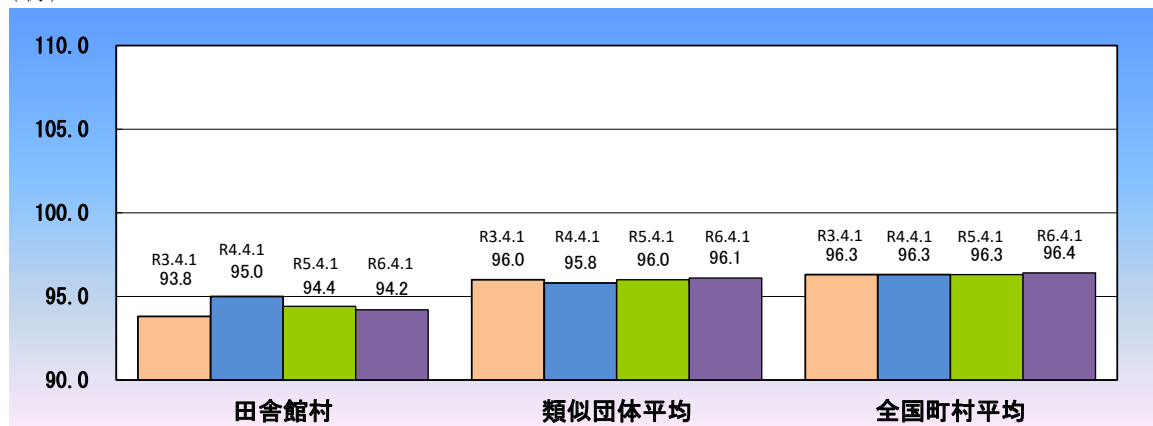
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職 員 数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 84	千円 263,515	千円 30,411	千円 102,439	千円 398,101	千円 4,739	千円 5,662

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

(例)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため省略します。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

【 **実施** 未実施 】

実施内容

(給料表の改定実施時期) 令和6年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表については、青森県人事委員会勧告に基づき実施。他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて青森県人事委員会勧告にならって実施。

② 地域手当の見直し

地域手当の支給はありません。

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
田舎館村	39.8 歳	285,700 円	305,520 円	305,261 円
青森県	42.6 歳	312,300 円	372,905 円	340,471 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	41.4 歳	303,923 円	349,117 円	332,627 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の類似 職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
田舎館村 (用務員)	52.0 歳	2 人	317,900 円	330,700 円	336,117 円	用務員	49.1 歳	244,800 円	1.35
青森県	53.5 歳	224 人	300,700 円	335,767 円	317,194 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円	—	—	—	—
類似団体	52.4 歳	3 人	282,019 円	308,976 円	296,521 円	—	—	—	—

区 分	参 考 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
田舎館村 (用務員)	5,498,487 円	3,297,300 円	1.67

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		田 舎 館 村	青 森 県	国
一般行政職	大 学 卒	202,400 円	202,400 円	196,200 円
	高 校 卒	170,900 円	170,900 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	169,000 円	169,000 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	265,400 円	288,500 円	330,600 円	—
	高 校 卒	235,900 円	274,700 円	289,700 円	*****
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	*****
	中 学 卒	—	—	—	—

(注) 対象職員が1人の場合は当該箇所を「*****」としている。

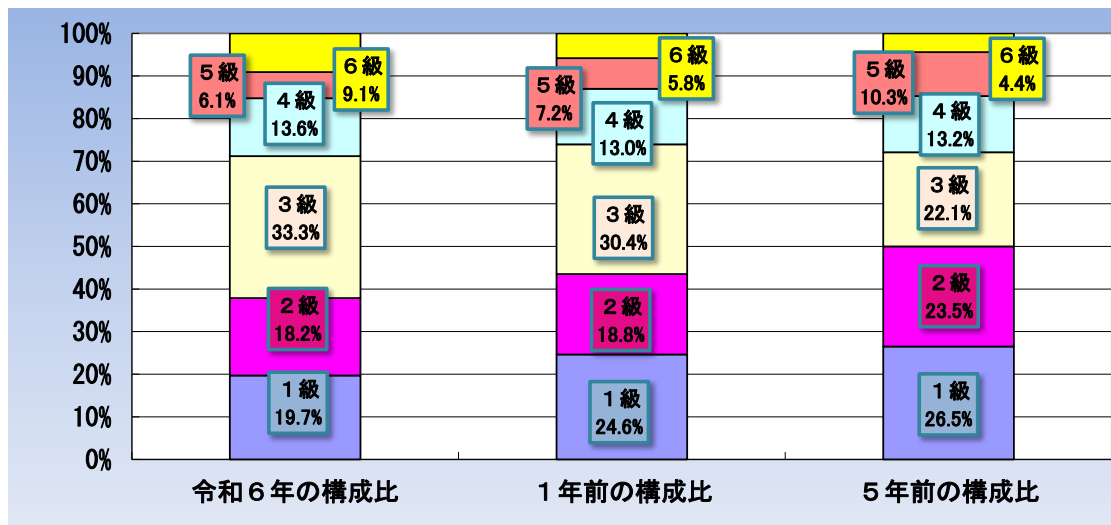
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

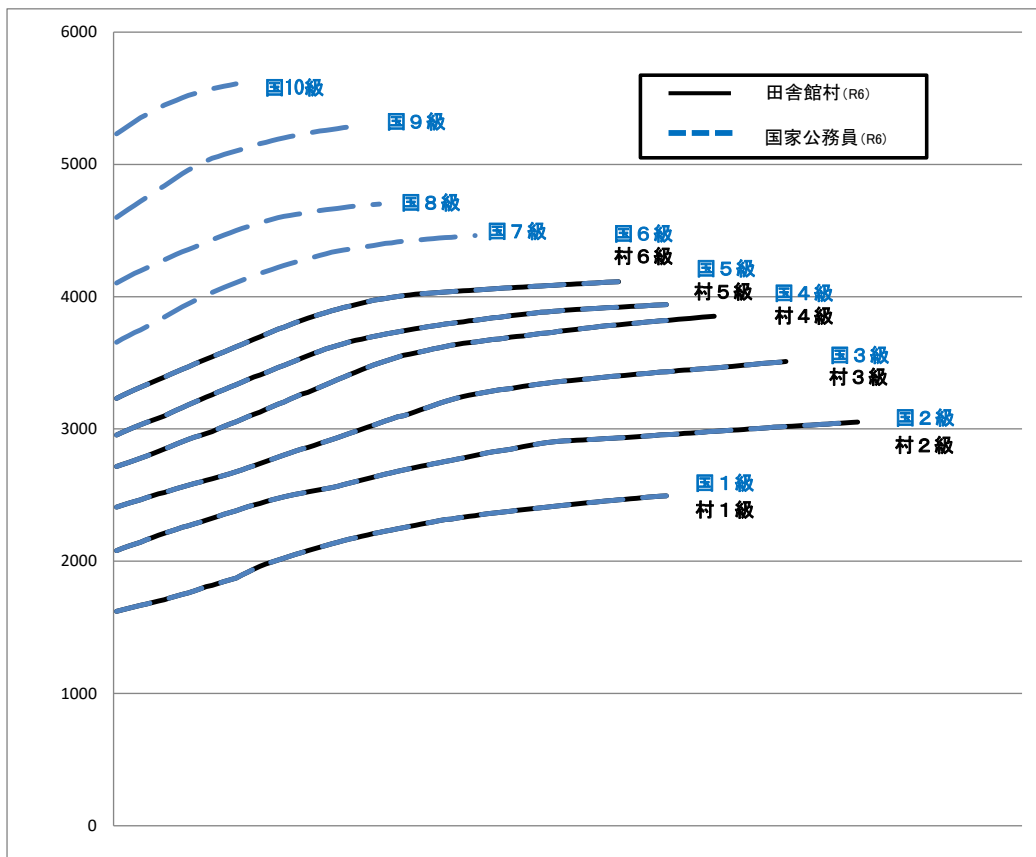
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、主事補、技師、技師補	16人	20.0%	183,500円	258,100円
2 級	主事、技師、専門員	17人	21.3%	230,000円	308,500円
3 級	係長、事務局次長、主査	24人	30.0%	261,300円	354,700円
4 級	所長、課長補佐、主幹、主任主査、専門官	12人	15.0%	287,300円	389,300円
5 級	課長、事務局長、所長	5人	6.2%	309,800円	398,200円
6 級	課長、事務局長、所長	6人	7.5%	335,000円	415,700円

(注) 1 田舎館村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況(一般行政職)

(1) 期末手当・勤勉手当

田 舎 館 村	青 森 県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,278 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,657 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 1.95 月分 (0.925)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 1.95 月分 (0.925)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.10 月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 役職加算5%～15% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 役職加算 5%～20% 管理職加算10%～25% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 役職加算 5%～20% 管理職加算10%～25% 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

田 舎 館 村	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置2%～45% 職務の級に応じた調整額 (退職時特別昇給 な し) 1人当たり平均支給額 18,015 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置2%～45% 職務の級に応じた調整額

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。(対象職員が1人の場合は「*****」としている。)
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 ※地域手当の支給はありません。

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			— 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
—	— %	— 人	— %

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		151 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		2,435 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		86.1 %		
手当の種類(手当数)		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業手当	役場に勤務する職員	伝染病菌の附着の危険がある物件の処理作業に従事したとき	千円	日額500円
行旅死亡人遺体仮埋葬作業手当	役場に勤務する職員	行旅死亡人にして身元不明のため遺体の仮埋葬に従事したとき	千円	1体につき1,000円
除雪機械運転手当	12月から3月までの間、本務として除雪機械を運転する職員	除雪作業に従事したとき	千円	月額3,000円
犬猫等死体処理手当	死体処理作業に従事した職員	死体処理作業に従事したとき	48 千円	一体500円
新型コロナワクチン接種手当	ワクチン接種業務に従事した職員	ワクチン接種業務に従事したとき	103 千円	日額1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	3,975 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	78 千円
支給実績(令和4年度決算)	4,301 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	86 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価			国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者		6,500 円	同じ		千円	円
	配偶者以外	子	10,000 円			6,237	222,750
		父母等	6,500 円				
	15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に加算となる額		1人につき 5,000 円				
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、一定額(12,000円)を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住する世帯主である職員に支給			異なる	【支給】 下限12,000円 上限27,000円	千円	円
	借家・間借 最高支給限度額		27,000 円			2,488	310,938
通勤手当	通勤のため自動車や電車などを利用している職員に支給			同じ		千円	円
	交通機関利用者実費 最高限度額		55,000 円			2,037	35,737
	自動車等 利用者	片道2km以上	2,000 円				
		片道60km以上	31,600 円				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給			/	/	千円	円
	課長・事務局長		25,000 円			2,700	300,000
	所長・館長		20,000 円				
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に支給			同じ		千円	円
	世帯主	扶養親族のある職員	17,800 円			4,214	61,066
		その他の世帯主である職員	10,200 円				
	その他の職員		7,360 円				
単身赴任手当	異動などにより、配偶者と別居して単身で生活している職員に支給 最高 93,000 円			同じ		千円 -	円 -

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	村 長	637,000 円 (637,000 円)	(参考)類似団体における最高／最低額 843,000 円／ 355,000 円	
	副村長	530,000 円 (390,000 円)	700,000 円／ 434,200 円	
	教育長	483,000 円 (360,000 円)	円／ 円	
報 酬	議 長	253,000 円 (253,000 円)	337,000 円／ 230,000 円	
	副議長	223,000 円 (223,000 円)	280,000 円／ 182,000 円	
	議 員	213,000 円 (213,000 円)	250,000 円／ 165,000 円	
期 末 手 当	村 長	(令和5年度支給割合)		
	副村長	3.30	月分	
	議 長	(令和5年度支給割合)		
	副議長 議 員	3.30	月分	
退 職 手 当	村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副村長	給料月額×45.5/100×在職月数 給料月額×26.5/100×在職月数	1,391万円 674万円	任期毎 任期毎
そ の 他	村 長	寒冷地手当(一般職と同様の支給基準)を支給		
	副村長			

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

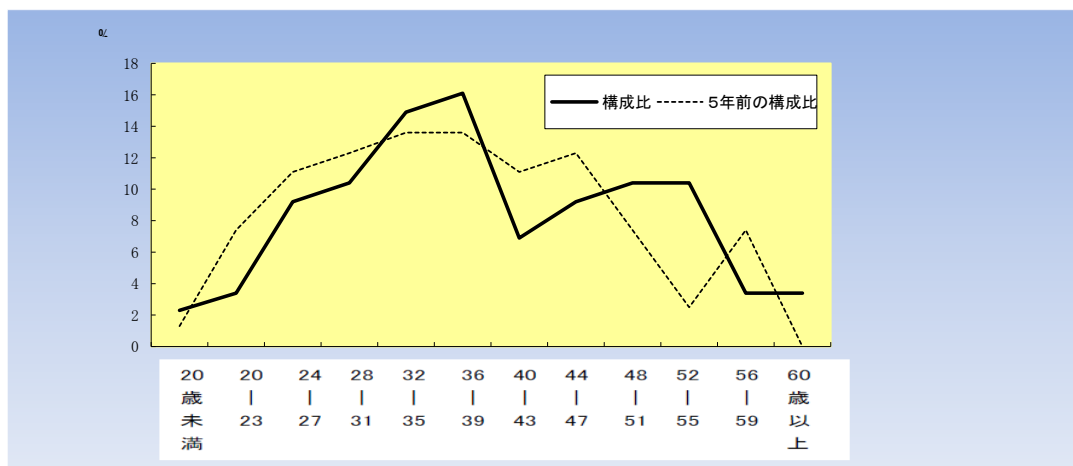
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2		
		総 務	25	24	△1	津軽広域連合への職員派遣による減
		税 務	8	8		
		労 働	0	0		
		農林水産	8	8		
		商 工	4	4		
		土 木	6	5	△1	役職定年を迎えた職員の早期退職に伴う減
		民 生	6	6		
		衛 生	10	9	△1	コロナ対策室の廃止に伴う減
計		69	66	△3	(参考:人口1万当たり職員数 90 人) 類似団体の人口1万当たりの職員数 143.07人	
教育部門		13	13			
消防部門						
小 計		82	79	△3	(参考:人口1万当たり職員数 108 人) 類似団体の人口1万当たりの職員数 170.68人	
公営企業等	会計部門	水 道	2	2		
		下水道	1	1		
		その他	5	5		
		小 計	8	8		
合計		90	87	△3		
		[98]	[98]		(参考:人口1万当たり職員数 119 人)	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	3人	8人	9人	13人	14人	6人	8人	9人	9人	3人	3人	87人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

年 度 部 門 別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過 去 5 年 間 の 増 減 数 (率)
一般行政	62	63	63	66	69	66	4 (6.5%)
教 育	13	13	12	13	13	13	0 (0%)
普通会計 計	75	76	75	79	82	79	4 (5.3%)
公営企業等会計	8	7	7	8	8	8	0 (0%)
総合計	83	83	82	87	90	87	4 (4.8%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

対象職員が1人であるため、公表できません。

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 152,646	千円 0	千円 9,641	% 6.3	% 5.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円	千円	
令和5年度	2人	6,454	1,500	1,687	9,641	4,821	6,118

(注)1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
田 舎 館 村	35.0 歳	268,917 円	401,708 円
類似団体平均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

田 舎 館 村	類 似 団 体 平 均
1人当たり平均支給額(令和5年度) 844 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,506 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 1.95 月分 (1.375)月分 (0.925)月分	
(加算措置の状況) 役職加算5%～15% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

田 舎 館 村	類 似 団 体 平 均
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 定年前早期退職特別措置 (2%～45%) その他の加算措置 職務の級に応じた調整額 (退職時特別昇給 な し) 1人当たり平均支給額 — 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 — 月分 — 月分 勤続25年 — 月分 — 月分 勤続35年 — 月分 — 月分 最高限度 — 月分 — 月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給) 1人当たり平均支給額 11,058 千円

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。(対象職員が1人の場合は「*****」としている。)

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当 ※地域手当の支給はありません。

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在) ※特殊勤務手当はありません。

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	18 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	9 千円
支給実績(令和4年度決算)	74 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	37 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との異 同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	一般行政職に同じ	同		78 千円	6,500 円
住居手当	一般行政職に同じ	同		312 千円	156,000 円
通勤手当	一般行政職に同じ	同		284 千円	141,600 円
管理職手当	一般行政職に同じ	同		0 千円	0 円
寒冷地手当	一般行政職に同じ	同		140 千円	43,900 円